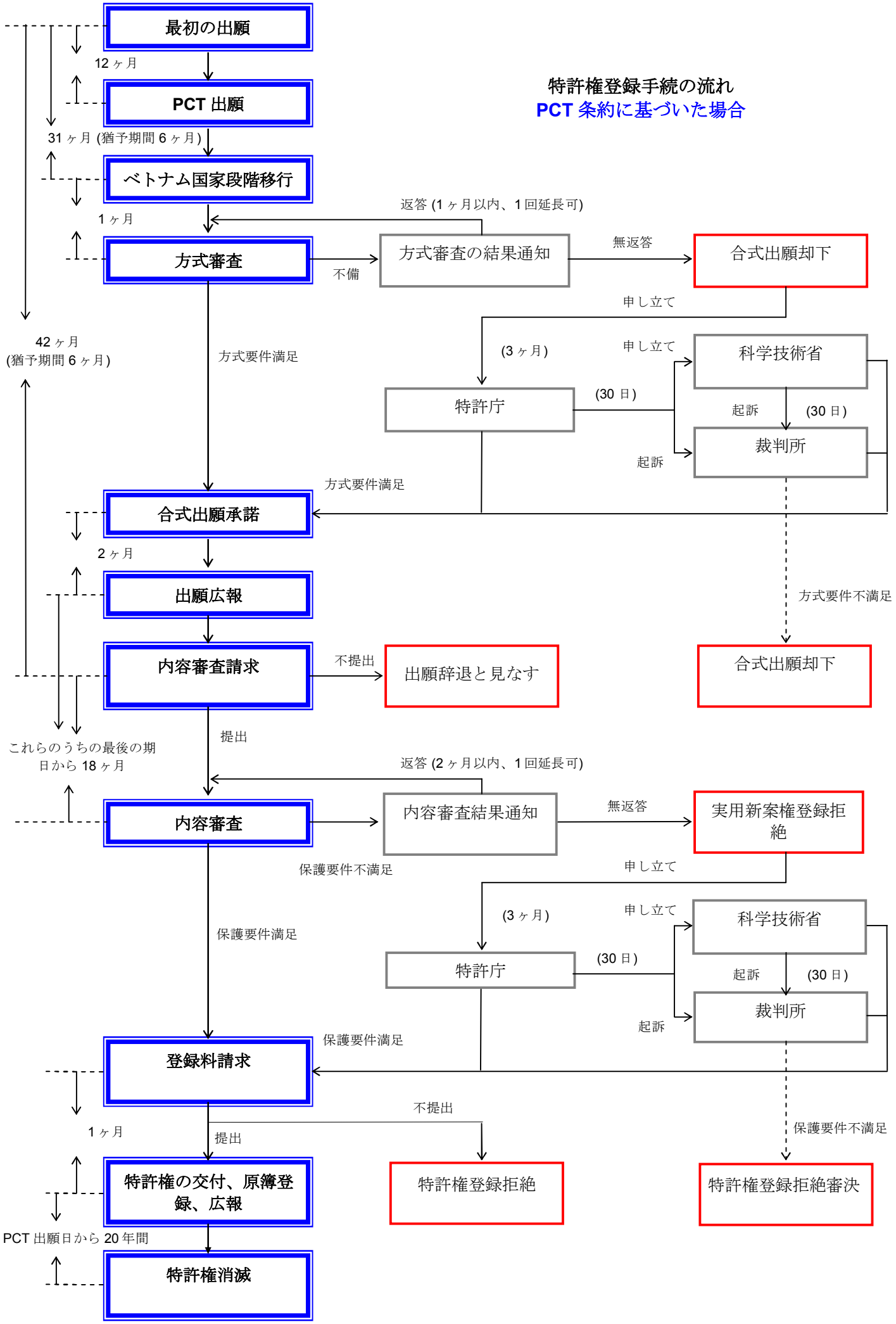
特許権登録手続の流れ
PCT 条約に基づいた場合
最初の出願
12 ヶ月
PCT 出願
31 ヶ月 (猶予期間 6 ヶ月)
ベトナム国家段階移行
1 ヶ月
方式審査
返答 (1 ヶ月以内、1 回延長可)
方式審査の結果通知
不備
無返答
合式出願却下
申し立て
(3 ヶ月)
申し立て
科学技術省
特許庁
(30 日)
起訴
(30 日)
裁判所
起訴
方式要件満足
42 ヶ月
(猶予期間 6 ヶ月)
方式要件満足
合式出願承諾
2 ヶ月
出願広報
方式要件不満足
内容審査請求
不提出
出願辞退と見なす
合式出願却下
これらのうちの最後の期日から 18 ヶ月
提出
返答 (2 ヶ月以内、1 回延長可)
内容審査
内容審査結果通知
無返答
実用新案権登録拒絶
保護要件不満足
申し立て
(3 ヶ月)
申し立て
科学技術省
保護要件満足
特許庁
(30 日)
起訴
(30 日)
裁判所
起訴
保護要件満足
登録料請求
不提出
1 ヶ月
提出
保護要件不満足
特許権の交付、原簿登録、広報
特許権登録拒絶
特許権登録拒絶審決
PCT 出願日から 20 年間
特許権消滅